

奨学金を希望する皆さんへ

給費併用型貸費奨学金案内

★特徴

この奨学金は、支給額8万円／月で、無利息貸費奨学金としては最も高い額です。しかも、内3万円は返済不要（給費）ですので、将来の返済負担が軽いです。

4年間支給した場合、
支給総額 384万円
要返済額 240万円
返済不要 144万円 となります。

★概要

支給月額	80,000円	課程(修士・学部等)・学年に関係なく応募できます。
(内)貸費	50,000円	8万円の内5万円だけを返済(無利息)して頂きます。
(内)給費	30,000円	8万円の内3万円は返済不要です。

※申込時に取得した情報は、奨学金業務のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、学校・金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

公益財団法人 中村積善会

ホームページ URL : <http://www.nakamurasekizenkai.org>

〒104-0061 東京都中央区銀座6-2-1

Daiwa銀座ビル8階

〔出願の時〕

1. 出願の資格

- (1) 日本国内の大学(学部)→大学院(研究科)に在学する日本人学生
- (2) 出願時の年齢が40才を超えていない者
- (3) 品行方正、学術優秀で学資の支弁が困難と認められる者
- (4) 他の機関で貸費奨学金を受けていない者
- (5) 学長等の推薦を受けた者
- ※ 当会奨学金内(貸費・給費・給費併用型貸費奨学金)の併用受給はできません
- ※ 当会は、日本学生支援機構の第二種の収入基準に準じており、家族構成により異なりますので、不明な点は学校に問い合わせして下さい

(家計収入に関する参考) 父と母、又は、これに代わって家計を支えている者の収入(前年1月~12月)

給与所得の場合およびその収入限度額は、
出願者が大学学部生の場合：収入限度額のめやすは、4人家族で約1,200万円です
出願者が大学院生及び学部独立生計者の場合：出願者本人(配偶者含む)の収入限度額は、
修士536万円、博士718万円です

その他、家族構成によって異なりますので、詳細は学校に問い合わせして下さい

2. 奨学金の貸与期間及び月額

- (1) 期間：貸与開始の年月から、在学する学校の最短修業年限の終期までです
- (2) 月額 全課程一律 80,000円
(内訳) 返済の必要な「貸費奨学金」 50,000円
返済の不要な「給費奨学金」 30,000円

3. 出願に必要な書類(出願に関する事務はすべて学校を通じておこないます)

- (1) 推薦書…当会指定の用紙を使用し各項目全部詳しく記入してもらって下さい(同じ書式であればワープロでも可)
推薦欄は大学の学長・研究科長・学部長又は、左記相当の職責者の方の推薦書をいただき公印を押してもらって下さい
- (2) 奨学生願書(連帯保証人と連署)…当会指定の用紙を使用して下さい
最終ページにありますので切り離して記入して下さい
連帯保証人
奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。
* 連帯保証人になれる人：貸与終了月末日において
①原則として65歳未満の父母・親権者にして下さい。
②いない場合は、65歳未満で4親等以内の親族の方を選任して下さい。
③65歳以上で4親等以内の親族の方を選任する場合は、下記、収入条件を満たしていればなれます。
収入条件(証明の出来るものの写を添付)
(イ) 給与所得者の場合/年間収入320万円以上(年金収入含む)ある者
(ロ) 給与所得者以外の場合/年間所得220万円以上ある者
(ハ) 預貯金や資産が奨学金の貸与総額以上ある者
* 連帯保証人になれない人
(I) 配偶者・婚約者 (II) 未成年者 (III) 学生 (IV) 債務処理中の者
- (3) 在学証明書…在学している学校からいただいて下さい(出願時のもの)
- (4) 成績証明書…正式のもの(コピー・成績表は不可)
1年在学者…入学直近の学校のもの(例：大学1年生は高校又は短大等)
2年以上の在学者…その在学学校(当会出願時まで)のもの
但し、博士課程等で成績証明書が発行されない場合は前課程のもの

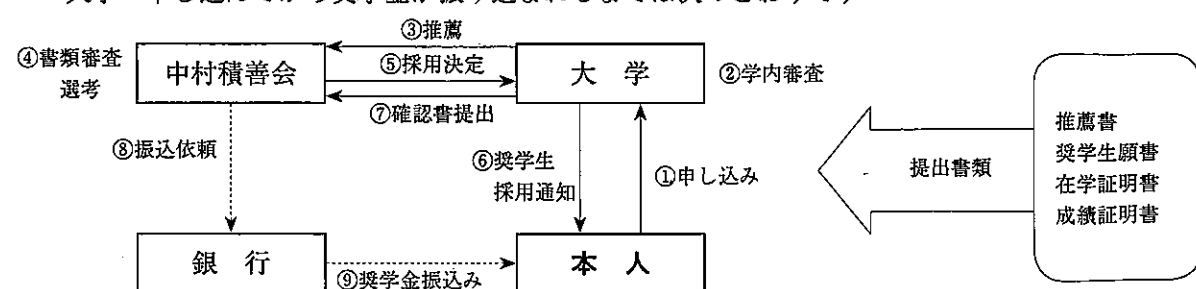
4. 採用の決定…原則として出願期限後2か月以内

〔採用になった時〕

- 1. 採用者には、その旨通知します。その際、学校担当者宛「確認書」を送付しますので、当会奨学生としての希望の有無を「確認書」により学校へ提出して下さい
他の貸費奨学金と重複して受けることになった場合は、速やかにどちらかの奨学金を辞退して下さい

申し込みから振込まで

大学へ申し込んでから奨学金が振り込まれるまでは次のとおりです



2. 奨学金の送金

原則として毎月上旬、前記提出の本人指定銀行口座(本人名義)へ振込送金します

3. 奨学金の休止・停止又は廃止等

- (1) 休止…休学したとき(最長3年間)
- (2) 停止・廃止
 - イ. 傷疾・疾病などのため成業の見込がないとき
 - ロ. 学業成績又は操行が不良となったとき
 - ハ. 休学又は転学が適当でないとき
 - ニ. 奨学金を必要としない事由が生じたとき
 - ホ. その他奨学生として適当でない事実があったとき

4. 貸与期間中の届出及び報告等

- (1) 届出…本人及び連帯保証人連署押印の上届出して下さい
 - イ. 休学、復学、転学、留年のときは学校の証明書を添付の上、各届を提出
※ 休学休止期間は最長3年間までとします(3年を超える場合は期間終了となります)
 - ロ. 退学のときは辞退届を提出
 - ハ. 本人及び連帯保証人の身分・住所その他重要な事項の異動があったときは各変更届を提出
◎ 休学・辞退等届出を怠った場合は、給費奨学金を含め返還を求める場合があります
- (2) 報告…在学等を確認する為に提出していただきます
 - イ. 新年度報告書…毎年4月20日まで(用紙は毎年3月上旬本人宛送付)
添付書類：在学証明書(その年の4月1日以降の証明年月日のもの)
成績証明書(その年の3月末までの成績証明のもの)
 - ロ. 生活・学業状況報告書：毎年10月1日まで(用紙は毎年9月上旬本人宛送付)

5. とび級により大学院へ進学した時

とび級により大学院へ進学が決まった時は当会へ願出することにより継続貸与することが出来ます(下記、2. 上級学校進学奨学金継続制度について参考)

〔貸与期間終了した時〕

1. 借用証書・返還明細書の提出・奨学金の返還

奨学金の貸与が終了したとき、連帯保証人と連署の上「借用証書・返還明細書」を提出していただきます…提出期限4月20日

2. 上級学校進学奨学金継続制度について

貸与期間終了後、期間を空けずに上級学校へ進学した場合に継続して貸与を受けることが出来る制度です(専修学校・専門学校・大学院研究生は対象外です)
期間終了時に書類を送りますので希望者は申込むことが出来ますが、募集人員が少ないので、ご希望に沿えない場合があります

3. 奨学金の利息

奨学金には、利息を付けません

4. 貸与終了後の進路

奨学生が学業を修了した後の進路について、当会は制約しません

5. 奨学金の返還について(貸費奨学金についての貸与総額)

貸与期間終了6か月後から、貸与期間の3倍の期間内に、(原則)半年賦で年2回の自動口座引落で返済します

6. 返済ができなくなった場合

卒業後、上級学校へ進学した時又は病気・災害・失職等により、返済が困難になった場合は、願出により一定期間返済が猶予されます
死亡又は心身障害のため返済ができなくなったときは願出をしてください。状況に応じて一部又は全額の返済が免除されます

大学受付期限：2021年4月26日(月)必着(窓口提出は17:00まで)
郵送の場合は、レターボックス等追跡可能な方法で郵送して下さい。

学内選考通過者のみ後日提出